

# 毛呂山町産業系 12 号区域 区域指定（変更・廃止）手続きについて

毛呂山町における産業系 12 号区域は、以下の手続きを経て指定（変更・廃止）する（条例第 5 条第 3 項及び第 4 項）。

## 1 区域指定（変更）の事前相談

産業系 12 号区域の指定（変更）を希望する事業計画者は、指定運用方針に照らして区域指定を受けられる可能性について、添付書類一覧の書類を添付して町長に区域指定事前相談書（様式）を提出するものとする（\*）。

### 【添付書類一覧】

開発区域位置図・区域図
土地登記事項証明書の写し
公図の写し
土地利用計画図（概要でも可）
事業計画者の会社案内・事業計画の内容のわかるもの

（\*）下表の留意すべき事項について関係機関に確認した結果を反映するものとする。

留意すべき事項	根拠法令	確認図面等	関係機関
砂防指定地	砂防法	砂防指定地台帳	県飯能県土整備事務所
土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域図	
浸水想定区域	水防法	洪水浸水想定区域図	産業振興課 農業委員会 県川越農林振興センター
農業振興地域農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域図・農地記載図面	
甲種農地・第 1 種農地	農地法	—	

埼玉県立黒山自然公園 毛呂山第三種特別地域・普通地域	埼玉県立自然公園条例	埼玉県立黒山自然公園区域図	産業振興課 県東松山環境管理事務所
保安林・保安施設地区	森林法	保安林台帳、保安施設地区台帳	産業振興課 県川越農林振興センター
地域森林計画対象民有林	森林法	森林計画図	
都市計画施設	都市計画法	都市計画図	まちづくり整備課 県都市計画課
河川区域・河川保全区域	河川法	河川境界整備図、河川保全区域図	まちづくり整備課 県飯能県土整備事務所
重要文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物	文化財保護法	毛呂山町遺跡地図、毛呂山町の指定文化財台帳	歴史民俗資料館 県文化財・博物館課
県指定有形文化財、県指定史跡名勝天然記念物及び県指定旧跡	埼玉県文化財保護条例	毛呂山町の指定文化財台帳	
有形文化財、史跡、名勝及び天然記念物(町指定)	毛呂山町文化財保護条例	毛呂山町の指定文化財台帳	歴史民俗資料館

## 2 事前相談の回答

町長は、1の事前相談に対して、区域及び予定建築物の用途が法令等や指定運用方針に適合しているか並びに事業計画者や事業計画の内容が区域指定の趣旨に合致しているかを確認し、区域指定の可能性について検討した結果を事業計画者に回答する。

なお、周辺の状況等により必要がある場合、建築物の高さなどについて開発行為等許可の際の都市計画法第41条第1項に基づく形態規制を条件に付すことができる。

## 3 関係者への説明

事業計画者は、2により指定可能性があるという回答を受けて区域指定手続きを進める場合、指定(変更)区域案について、町が認める適切な方法により周辺住民等の関係者に説明するものとする。

## 4 区域指定（変更）の申出

事業計画者は、関係者への説明後、区域指定（変更）の申出を希望する場合、町長に区域指定申出書（様式）に毛呂山町開発行為等協議要綱に基づく開発行為等事前協議添付書類及び土地所有者の同意書・印鑑証明書の写しを添付して提出するとともに、事前協議が必要な場合は併せて行うものとする。

## 5 区域の指定（変更）

町長は、4の申出を受けて指定（変更）すべきと認めた区域について、区域指定（変更）を告示することとし、告示により指定（変更）の効力が生じるものとする。

## 6 関係者への周知

町長は、告示文書、指定区域全図（縮尺1万分の1）、指定区域図（縮尺2,500分の1）及び地番図（必要な場合）を閲覧用に備え付けるとともに、町ホームページ、窓口パンフレット等により、住民等の関係者への周知に努めるものとする。

## 7 都市計画審議会への報告

町長は、新たに区域指定（変更・廃止）をした場合、告示後、最初の都市計画審議会に報告しなければならない。

## 8 進捗状況の報告

事業計画者は、区域指定の告示後、予定建築物等の使用を開始するまで毎年1回及び町長が報告を求めたときは、町長に対して進捗状況を報告しなければならない。

## 9 指定（変更）区域の廃止

指定（変更）区域に係る開発行為又は建築行為について、事業計画者が法第38条の規定に基づく開発工事廃止の届出又は手続規則第19条に基づく工事取りやめ届出書を提出した場合、町長は、指定区域を廃止するものとする。

また、区域指定（変更）が告示された日から2年以上経過しても事業の進捗がみられない場合、事業計画者から事情を聴取した結果、事業の継続が困難と判断したときは、5を準用して指定区域を廃止し、事業計画者に通知した上で6を準用して関係者に周知する。